

令和 8 年 度 事 業 計 画

基本方針

少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少する中、社会経済の活力を維持していくうえでは、働く意欲のある高齢者がその能力や経験を活かして、年齢にかかわらず活躍できる社会の実現が求められています。

高齢者に対して地域社会に密着した多様な就業を確保・提供し、会員の生きがいの充実や健康の維持、経済的な安定などを図るとともに、地域社会に貢献するシルバー人材センター（以下「センター」）に対する期待は、益々大きなものとなっています。

令和 7 年度の県内の金融経済動向は「一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている」（日銀松本支店）、また雇用情勢は「堅調に推移している」（長野労働局）と評価され、堅実な動きが続いている状況です。

一方で、本県シルバー事業の令和 7 年度の状況を見ると、令和 8 年 1 月末時点での会員数は前年同月を 337 人下回り、減少幅は縮小しているものの、平成 22 年度以降の減少傾向に歯止めがかからない状況です。また、会員の減少に伴い事業実績の契約金額においても、前年同月比で 98.9%、コロナ前の令和元年度同月比で 94.7%と、依然厳しい状況が続いています。

当センターの状況においても、2 月末時点での会員数は前年比 3 名減の 164 名となっています。契約金額については、令和 7 年度に基準単価の見直しと事務費の引上げを行ったものの、大口の継続契約が終了したことなどにより、前年同月比 93.0%という厳しい状況です。

今後、センターが地域の高齢者の就業の受け皿として存在感を発揮していくためには、シルバー事業を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、会員や地域の多様なニーズに応え、地域の期待に相応しい事業を展開していくことが必要です。

活性的な組織運営のための最大の課題は「会員の拡大」にあります。引き続き会員拡大に重点を置き、拡大の余地が大きい女性会員の入会促進と、既存会員の退会抑止の取組みを進めるとともに、高齢者の就業ニーズに応えるための多様な就業先の開拓に努めます。

また、安全・安心なシルバー事業の確立は事業推進の根幹であり、会員拡大とともに最も優先されるべき課題です。会員が元気で安心して働くため、そして地域からの信頼感を高めるためにも、重篤事故や損害賠償事故の防止に向け、会員の安全意識の高揚と事故防止対策の徹底を図ります。

さらに、消費税のインボイス制度、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」）とそれに伴う契約方法の見直し、デジタル化への移行、新しい公益法人制度への対応など、近年大きく変化する事業環境に対し、適切な対応と円滑な移行を進めます。

上記の状況を踏まえ、この度、令和 8 年度を初年度とする「第 3 次中期 5 ヶ年計画」を策定いたしました。本計画に沿って、会員と就業機会の拡大、安全・適正就業の推進、財政基盤の強化、デジタル化の推進、会員の社会参加の促進など、「地域の担い手として信頼されるシルバー人材センターをめざして」事業を推進します。

重点目標

基本方針に基づき次の重点目標を掲げて取り組みます

- 1 適正就業に配慮した就業開拓・就業拡大
- 2 会員の拡大と会員の意識の向上
- 3 「危険ゼロ」を目指し安全就業の推進
- 4 広報・普及啓発活動を推進
- 5 組織体制の充実
- 6 公益社団法人としての健全な運営

事業実施計画

1 適正就業に配慮した就業開拓・就業拡大

シルバー事業における就業は、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な就業、又はその他の軽易な業務である。就業の形態が請負又は委任にそぐわないものについては、適正就業ガイドラインに沿ってシルバー派遣事業、職業紹介事業として適正に推進する。

・就業機会の開拓

「就業拡大強化月間」を中心に、就業推進部会により地方公共団体、各種団体、事業所、一般家庭に対して、会員の就業希望等をもとに訪問要請を行うとともに、「会員一人一事業の開拓」に取り組み就業拡大を図る。また、冬期の就業が少ないため、冬期の就業確保と独自事業の展開を検討する。

・就業機会の提供

会員の就業意向及び就業開拓結果に基づいて会員に就業の提供を行い、就業率の向上を図る。

・適正就業の推進

公益法人として法令遵守の立場から、センター会員の働き方に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」に沿って、請負・委託になじまない業務については、派遣事業や職業紹介事業として受注するなど就業の適正化を推進する。

2 会員の拡大と会員の意識の向上

会員の拡大と就業拡大は「車の両輪」の関係である。多様な就業ニーズに対応するため、新入会員の拡大と退会抑止に努め、併せて会員の意識や知識・技能の向上を図る。

・会員の拡大

シルバー便り、チラシ及び高齢者活躍人材確保育成事業の新聞広告などを使った会員募集、マスコミへの情報提供などセンターのPR活動に努めるとともに、引き続き「会員一人一会員入会運動」を展開し会員拡大を図る。会員のニーズに沿った就業で会員の拡大、特に女性会員の拡大に取り組む。

・会員の退会抑止

未就業者の状況調査を行い会員のニーズを把握し、高齢者会員を中心にボランティアや短時間・軽易な就業をしていただくことにより、会員の退会抑止と就業機会の提供に努める。

・会員の意識や知識・技能の向上

就業機会の拡大のため知識・技能の習得及び安全就業を目的として講習会等を実施する。また、

他センターや各種団体等が実施する就業に関する技能講習への参加を勧奨する。

3 「危険ゼロ」を目指し安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の展開は事業遂行の基幹である。令和8年度も「自分の安全は自分で守る」という意識の醸成を図り、「事故ゼロで地域から信頼されるシルバー」に向けてあらゆる事故の撲滅に取り組む。

- ・安全作業の徹底、作業指導

県連合会の重点目標「危険ゼロ」の実現に向け、①安全ミーティングの完全実施、②安全装備使用の徹底、③健康診断受診及び健康体操の奨励、④交通事故防止、⑤安全対策の点検と徹底による事故防止体制の確立、の5点を具体策として推進する。事故事例を「自らのこと」として共有し、作業現場への幟旗掲出や防護柵設置、安全用具の貸し出し等を通じて事故防止に努める。

- ・安全パトロールの実施

県連合会の安全・適正就業対策推進委員会の指導のもと、安全・適正就業委員会及び安全推進部会による就業現場の安全パトロールを実施し、改善指導を行うとともに、問題点等を分析して全会員が共有する。

- ・安全・適正就業推進大会及び研修会

県連合会で開催する大会や研修会に役員・安全推進委員を中心に参加し、安全・適正就業の推進に努める。

- ・安全・適正就業標語の募集と表彰

連合会の標語募集の応募作品について、センターによる表彰を行い安全意識の向上に努める。

4 広報・普及啓発活動の推進

事業の理念・意義や内容について地域住民に広く周知し、理解と協力を得るため、様々な機会を通じて普及啓発を推進する。

- ・会報の発行

会報「シルバー便り」を年2回発行して会員及び関係機関に配布するとともに、全住民を対象に地区回覧によりセンター事業の周知を図る。

- ・パンフレット・チラシの配布

事業内容を図解して仕事の依頼と会員募集のチラシを作成し、各家庭に配布して就業の拡大と会員の増加を図る。

- ・しおりの作成と配布

シルバーの仕組み等を記載した入会のしおりを作成し、入会の検討材料及び、作業の安全基準の徹底と保険制度の周知を図る。

- ・新聞等による啓発

地元新聞等に話題を提供して、センターの活動状況を周知し、事業への理解と協力を要請するとともに市町村広報紙等への活動内容の掲載による周知の依頼を図る。

- ・インターネットによる情報の提供

シルバー事業を取り巻く環境は大きく変化している。デジタル化の推進の一環としてリニュー

ーアルをしたホームページを活用し、適時適切な情報発信に努める。

- ・ **情報収集と視察研修**

全シ協や県連合会からの情報活用、南信ブロック内のセンターとの情報交換を実施する。また、先進センターへの視察研修を行い、運営や開拓方法の改善に努める。

5 組織体制の充実

当センターは活動地域が広範にわたるため、各村・各自治会を基盤とする「地域班」を強化し、日常活動の活性化を図る。また、仲間づくりや技能向上を図る「職群班」を可能な職種から編成する。

- ・ **地域班・職群班の組織化**

各村・各自治会単位でのまとまりを強化するため地域班や職群班の組織が実質的に機能するよう班の再編を行い、理事・班長等が先頭に立ってその確立を図る。

また、必要に応じ地域別の会員と役員との懇談会を行い、会員ニーズの把握に努める。

- ・ **総会等への出席率の向上**

「センターは自分たちの組織である」との意識を会員が共有し、定時総会に多くの会員が出席するよう引き続き取り組むとともに、講習会等への出席の増大を図る。

- ・ **地域社会への貢献**

各地域において地元会員が清掃など幅広いボランティア活動を行うことにより、シルバー事業の周知と地域社会への貢献を実践する。

6 公益社団法人としての健全な運営

令和7年4月より公益法人法が改正され一層の透明化、健全化が求められました。

- ・ **補助金の確保**

円滑な運営のため、国や構成村に対して引き続き補助金を要望し、事業基盤の安定を図る。

- ・ **適切な経理の確立**

情報公開制度のもと、収入・収支の明確化を図り、内外から信頼される透明性の高い財政運営に取り組む。

- ・ **新たな契約方法への対応**

フリーランス法の制定に伴う就業条件の明示や就業依頼の同意手続きについて、会員専用サイト「Smile to Smile」でスムーズに行えるよう、会員への登録推進とサポートを図る。